

問い合わせ先		
(堺市立学校園の臨時休業(1(1)・(2))及び登校(園)日の感染症対策(2(3))に関する こと) 担当課 教育委員会事務局 学校管理部 保健給食課 直 通 072-228-7489 内 線 7730 F A X 072-228-7256	(入学(園)式(1(3))及び臨時登校(園)日(2(1)・(2))に関する こと) 担当課 教育委員会事務局 学校教育部 学校指導課 直 通 072-228-7436 内 線 7710 F A X 072-228-7421	(臨時休業期間中の児童の受入れ(3(1))に関する こと) 担当課 教育委員会事務局 地域教育支援部 放課後子ども支援課 直 通 072-228-7491 内 線 7820 F A X 072-228-7009
	(臨時休業期間中の支援学校児童生徒の受入れ(3(2))に関する こと) 担当課 教育委員会事務局 学校教育部 支援教育課 直 通 072-228-7436 内 線 7707 F A X 072-228-7421	(臨時休業期間中の幼児の受入れ(3(3))に関する こと) 担当課 教育委員会事務局 学校教育部 学校指導課 直 通 072-270-8120 F A X 072-270-8130

堺市立学校園の臨時休業期間中の臨時登校(園)日 及び児童等の受入れについて

本市では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と子どもの安全確保の観点から、引き続き5月6日までの間、市立学校園を臨時休業することとしますが、当該期間中の臨時登校(園)日及び児童等の受入れについて下記のとおりお知らせします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況は日々変化しており、状況に応じて、学校再開時期も含めて変更が生じる場合がありますので、その場合は、改めてお知らせします。

記

1 臨時休業に関すること

(1) 臨時休業する学校園(市立全学校園)

幼稚園 9園

小学校 92校

中学校 43校

支援学校 3校(本校2校、分校1校)

高等学校 1校(全日制の課程、定時制の課程)

(2) 追加で臨時休業する期間

令和2年4月8日（水）～5月6日（水・祝）まで
なお、期間中は部活動については全面中止とします。

(3) 入学（園）式について

感染症対策を講じたうえで実施します。

（主な取組内容）

- ・風邪等の症状がある場合は参加しないことを徹底
- ・参加人数の縮小
- ・式全体の時間の短縮
- ・マスク着用
- ・会場の換気をこまめに実施する など

	令和2年度 入学（園）式日程
幼稚園	4月9日（木）
小学校	4月7日（火）
中学校	4月3日（金）に実施済
殿馬場中学校夜間学級	4月8日（水）
支援学校（小学部）	4月7日（火）
支援学校（中学部）	4月7日（火）
堺高等学校（全日制）	4月8日（水）
堺高等学校（定時制）	4月8日（水）

2 臨時登校（園）日について

(1) 始業式について

- ・始業式（令和2年4月8日（水））は、臨時登校（園）日になります。
- ・全市一斉の全学年で登校（園）日とし、感染症対策を講じた上で、簡略化した始業式や児童生徒等の学習状況等の確認を行います。
- ・スクールバス登校のため分散登校となる支援学校については、児童生徒の最初の登校日に始業式を行います。

(2) 登校（園）日の設定等について

新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業が長期間に及ぶことから、児童生徒等の心身の健康状態や学習状況の把握等を行い、適切に指導するとともに、学校再開後の教育活動等を円滑に実施するために、感染症対策を講じた上で、以下の方針のもと、分散登校（園）日を設定します。

なお、各学校園の分散登校（園）開始日等については、各学校園からお知らせします。

【実施方針】

- ① 児童生徒等 1 人あたり、週に 2 回程度の登校（園）日を設定する。
- ② 1 学級あたりの人数は 20 人程度とし、グループごとに登校（園）する曜日等を定める。
- ③ 学校園での滞在時間は午前のみ、教室内の連続滞在時間を 30 分以内とし、その都度、休憩や換気を行う。
- ④ 登校（園）時には、健康観察カードを活用し、児童生徒等の心身の健康状態を把握する。
- ⑤ 通常の授業は行わず、家庭学習課題の提示や学習状況の確認、補習等の学習指導を適切に行う。
- ⑥ 登校（園）しない児童生徒等に対しても、電話連絡や家庭学習のフォローを行うなど配慮する。

(3) 登校（園）日における学校園の主な感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議で提言された「換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底」、「多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮」、「近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える」の 3 つの条件が同時に重なる場を避ける取組を進めます。

（主な取組内容）

- ・換気の徹底
- ・咳エチケットの徹底（マスク等の着用）
- ・手洗いの徹底 など

3 臨時休業期間中の児童生徒等の受入れについて

(1) 小学校の児童の受入れについて

臨時休業は子どもを感染から守るための措置であり、休業措置期間中は基本的には家庭で過ごすこととしていますが、家庭の事情により、児童を監護する者がなく、留守中の児童の安全が図れない場合等に対応するため、一定の基準のもと学校において児童を受け入れます。

保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、できるだけ子どもたちは自宅等で過ごしていただくよう、ご協力をお願いします。

① 実施内容

- ・学校の臨時休業期間中、対象となる児童を学校内で受け入れます。

② 受入れ対象となる児童

- ・ひとり親家庭や共働き家庭等個別の事情により児童が自宅で滞在となるが、保護者が休暇を取得することが非常に困難であり、不在となる間、児童を監護できる者がいない小学 1～6 年生の児童。

- ・原則、保護者による送迎が可能な児童
- ・昼食をご家庭で用意できる児童

③ 受入れ期間

令和2年4月9日（木）から5月6日（水・祝）までの平日
（4月8日（水）は臨時登校日で全学年児童が登校します。）

④ 児童の受入れ開始・終了時間

受入れ開始時間		受入れ終了時間（※）
登校日以外	午前8時00分から8時30分までの間	午後2時00分
登校日	登校日の活動終了後から	

※放課後事業（のびのびルーム等）を利用している児童は、引き続き利用している事業の終了時間までとなります。

また、土曜日は放課後事業（のびのびルーム等）を開設します。

（主な取組内容）

- ・感染防止のため受入れ場所を広く確保し、めやすとして普通教室で概ね20人以下の児童を受け入れます。
- ・そのため、のびのびルーム等の専用教室に限らず、学校との協力のもと、広く受入れ場所の確保を行います。

⑤ 児童の活動内容

- ・感染防止のため、教師や指導員による指導は行わず、巡回等により子どもの安全確認を行います。また、児童の集団による学習や遊びは行わず、活動は個人の自習や読書などを中心とします。
- ・活動は「換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底」、「多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮」、「近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える」の3点に配慮します。
- ・放課後事業（のびのびルーム等）については、4月8日（水）以降も、おやつ提供は行いません。

⑥ 利用するために必要な手続き

- ・利用を希望する場合、「児童受入れ申請書」を提出していただきます。
（利用日当日に持参も可とします。）
- ・児童の健康管理を行うため、利用当日は児童の体温と症状を確認した「健康観察カード」を提出していただきます。

※微熱がある場合や体調がすぐれない場合は利用を見合わせていただきます。

⑦ 休業期間中の放課後事業（のびのびルーム等）の休室申請及び利用料金の取扱い

- ・休業措置期間中、のびのびルーム等の利用をしない場合、「休室届」を提出していただきます。
- ・休室の申請方法
休室を申請したい保護者は、休室届を市ホームページからダウンロード又は各ルームにて取得し、必要事項を記入のうえ、各ルームに提出します。

※「休室」とした場合の4月の利用料金の取扱いは下表のとおりです。

利用状況	4月分の利用料金 (負担金)
① 休室申請をしたうえで、4月1日（水）から一度も利用しておらず、引き続き5月2日（土）まで利用しない場合	徴収しない
② 休室申請をしたうえで、春季休業中に利用はしていたが、4月8日（水）以降5月2日（土）まで利用しない場合	
③ 休室申請をしない（利用する）	徴収する

※休室は、退室ではないため、休室期間終了後は再度のびのびルーム等を利用できます。

(2) 支援学校の児童生徒の受入れについて

支援学校での受け入れも行います。詳細については各支援学校のホームページを参照ください。

(3) 幼稚園の幼児の受入れについて

① 実施内容

堺市立幼稚園に在籍している幼児のうち、以下に該当する幼児については、これまでと同様、幼稚園で預かります。詳細については各幼稚園のホームページを参照ください。

② 受入れ対象となる幼児

ひとり親家庭や共働き家庭等、個別の事情により幼児が自宅で滞在となるが、保護者が休暇を取得することが非常に困難であり、不在となる間、幼児を監護できる幼児の祖父母、親類縁者等がない幼児。